

「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」
に賛成する意見書

沖縄県は10月31日に「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」を公布した。本条例の制定は地方自治法第74条の条例制定請求権に基づき請求されており、総署名数10万950筆、有効署名数は41市町村で9万2,848筆に上り、直接請求に必要な約2万3,000筆を大きく上回る署名数になったことから県民の関心の高さが伺える。

また、本市における総署名数は5,264筆で、そのうち有効署名数は4,813筆となっており、有権者総数の50分の1に当たる1,535筆を大きく上回る署名数であったことから、宜野湾市民の関心が高いことも判断できる。

県民投票は、一つの問題に対して県民の意志を問う最も有効な手段であり、沖縄県民の意志を示す絶好の機会である。

本条例は、請求者が求める辺野古米軍基地建設のための埋め立てに反対か賛成かの二択になっているなど、請求者と署名者の意に沿った条例となっている。

住民が意志を示すことは地方自治にとって大切であり、市民の意見を議会や行政に反映させるため議会改革を進めている本市議会の趣旨にもかなうものと考えられる。

また、住民投票は直接民主主義の一環で、間接民主主義の欠陥を補う制度として認識されており、選挙において住民から選ばれた議員が市民・県民の直接請求に応じていくのは当然の務めである。

よって本市議会は、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の趣旨に賛成し、本件に係る県民の意志を示すべく、全市町村で投票が実施されることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月4日

沖縄県宜野湾市議会